

第30回一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会会議録

- 1 会議名 第30回一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会
- 2 開催日時 令和4年6月28日（火）午後1時30分から午後2時45分
- 3 開催場所 一関市役所特別会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 石川隆明委員長、齋藤清壽副委員長、佐藤和浩委員、小野寺愛人委員、千葉光祉委員、千葉敏紀委員、岩渕嘉之委員、佐藤正幸委員、菅原彰委員、蜂谷敏志委員
 - (2) 事務局 吉田健総務管理課長、菊池弘施設整備係長、石川勝志総務管理課主任主事
一般財団法人日本環境衛生センター5名（以下、日環センター）

5 議 事

- (1) 余熱活用について
- (2) リサイクル施設の基本的な考え方について
- (3) 新処理施設に付加的に導入する処理方式について

6 公開、非公開の別 非公開

7 協議内容

- (1) 余熱活用について

事務局 余熱活用については、防災機能、農業利用について検討を進めることとしており、現在は、一関市に具体策案の提案を依頼しているところであるが、一関市から農業利用と合わせて、林業利用の可能性を含めて検討したい旨の申し出があった。このことから、市から組合へ具体策案の提示があり次第、検討委員会に報告させていただく。

委員長 今後の検討にも影響があることから、期限を設けて検討を行った方が良い。

- (2) リサイクル施設の基本的な考え方について

事務局 マテリアルリサイクル施設整備基本計画の目的や基本方針について、確認をお願いしたい。

（資料No.2により説明）

委員 計画の目的の文書について、下から5行目の「新処理施設と同一敷地に」という文言は、下から3行目にある「新たなリサイクル施設を」という表記の前の方が良いのではないか。そのほか何か所か文言の修正の整理をお願いしたい。

また、施設整備の基本方針について、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備基

本計画と同様の内容としたとのことであるが、災害廃棄物を受け入れられる施設という表現は誤解を招くように思うので、検討をお願いします。

委員長 災害廃棄物の受け入れについては、リサイクル施設でも受け入れるのか。

事務局 不燃ごみも資源ごみも災害廃棄物の中に含まれてくるので、一部については受け入れが必要となると思われる。「災害時でも稼働し」という表現は、発電を行う焼却施設と同一敷地となるため、災害時でも稼働し続けられると考えたものであり、このような表現になっている。

委員 災害廃棄物は一度どこかのストックヤードに仮置きし、そこから処理のために一部を受け入れるという流れになると思う。リサイクル施設が災害廃棄物を受け入れられる施設となると、全部を受け入れるわけではないので、表現が気になったところである。

事務局 災害廃棄物の処理は、先ほどお話があったように、住宅地に近い一次仮置場に一度集めて、そこから二次仮置場の大きなところに集めることになると思われる。今回の整備計画の中で敷地内に1ヘクタール程度の災害廃棄物ストックヤードを配置しているのは、選別作業の実施も含めた二次仮置場としての利用を想定している。そこで粗選別を行い、焼却できるものは焼却処理に回し、破碎が必要なものは破碎処理をするという流れの中で、その自治体の施設を利用したり、災害廃棄物処理ということで産廃業者などに協力をもらって処理することになると思われる。それ以外にも、災害廃棄物というと、例えば、通常時の排出であれば産業廃棄物になるような倒壊家屋であるとか、粗大ごみや不燃ごみであるようなものも1度に大量に排出されるので、そういったものはリサイクル施設で受け入れて、破碎選別して資源化を進めるというような流れになっている。

委員 災害廃棄物については、一次、二次の仮置場があり、粗選別を行うというのがベースになる。破碎が必要なものや前処理を行えば焼却処理できるといった選別をする機能をリサイクル施設で担うというイメージだと思う。

委員長 それは市町と組合のいずれの業務となるのか。

委員 市町の業務となっている。

委員 本来は市町がやるべき業務であるが、同一敷地内に災害廃棄物ストックヤードも配置され、災害廃棄物を受け入れられる施設ということであれば、事前に市町がやるべきことをこの施設でやってもらえるのであれば非常にありがたいが、そのようなことができるのか。どのレベルのものまでであれば受け入れが可能かといった実務的なところも踏まえながら、誤解のないような表現にする必要があるのではないか。

委員 新処理施設であればこの表現でもよいが、リサイクル施設の場合は表現を変えた方がよいと思う。

事務局 構成市町との役割の関係もあるので、誤解を招かないような表現に見直したい。

委員 目的の記載であるが、下から4行目に「既存リサイクル施設を統合し」という表現があるが、どのような意味合いなのか教えてほしい。

委員 私も同様のところが気になった。これは、その後ろにある施設運営費の削減を強調するための表現であると思ったところであるが、そうでなくても、老朽化が進んでいることは分かるので、「同一敷地内に新たなリサイクル施設を整備する」だけでもよいのではないかと思った。これは経費削減効果も含めて統合するという趣旨なのか。

事務局 特別に明確な意図はなかったが、現在二つの施設が稼働しているため、統合という言葉を使用した。同一敷地に整備するという表現でも問題ないとする。

委員長 単純な新設と統合新設では、財源などの点で違いが生じるのか。

事務局 単純に二つの施設を一つにしたことよってのランニングコストの圧縮という意味合いであった。

委員長 今の意見を参考に表現を検討すること。

(3) 新処理施設に付加的に導入する処理方式について

事務局 焼却方式に加えて付加的に導入する方式について検討することとしており、その検討方針の案についてお示しさせていただくので確認をお願いしたい。

(資料No.3により説明)

委員 環境影響評価に影響がないものであることとあるが、これは、新処理施設の処理方式である焼却方式以外の処理方式であっても小規模なものであれば問題ないということか。

事務局 付加的なものをどのくらいの範囲にするかといったときに、大規模ではなく、環境影響評価に影響のない範囲で行うという考えではどうかという提案であった。環境影響評価が必要なものは決められており、付加的に導入する処理方式が環境影響評価の実施要件に該当する場合には、現在行っている環境影響評価とは別に実施が必要となることもあり、付加的な処理方式としては、環境影響評価の要件に該当しない小規模なものを想定したものであった。

委員 付加的に導入する処理方式の条件の(1)と(2)に該当する取組について提案があると理解してよいか。

事務局 そのように考えている。

委員 運用が住民への負担増加とならない、または軽減が図られる方式とあるが、そ

のような方式があるのか。住民負担は全くないということは無いのではないか。

事務局 過度な負担とならないという意味合いであった。例えば、生ごみを分けて収集するとなると負担としては大きいと思うが、そこまで負担の大きいものは想定していない。例えば、給食センターなどから排出されるもので堆肥化を行うなどといったものである。

委員 住民に負担をかけることになっても焼却する方式ではない方式とすべきといった意見も説明会などではいただいていたが、焼却方式の方が安定性にも優れており、経済性としてもメリットがあるということで焼却方式に決定していた経緯もある。この付加的に導入する目的をはっきりさせる必要があると思う。導入すれば経費もかかる。

事務局 全国的な事例としては、今のお話のように全量燃やしているものを少しでも資源化できればということで設置している施設もある。例えば、剪定枝をチップのような状態する機械を設置して、持ってきた人がチップになったものを持ち帰る。そうすると普段焼却したものが少しでも資源化が図られる。埼玉県では草木類資源化センターということで、家庭で剪定した枝葉を破碎して、発生したものを発酵させて堆肥化するといった設備を設けているところはある。ただし、その資源化した物の利用面が大変であるので、持ってきた人が持ち帰ってもらうということで行っていたと思う。

委員 環境教育、環境学習のためといったところか。

事務局 そう思われる。

委員長 具体的な取組を複数案検討していくこととしたい。

8 担当課 総務管理課